

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
68	福祉保健局	履行確認を適正に行うべきもの	<p>医療政策部では、「脳卒中普及啓発に係る車内広告の掲載」を「脳卒中普及啓発ポスター」を都営地下鉄等の急上等の車内広告スペースに1か月間掲示している。</p> <p>① 電車にあつては履行確認のため、仕様書において、電車にあつては履行確認、車両の車体番号及びポスターの掲出状況等、バスにあつては履行確認、車両ナンバー及びポスターの掲出状況の写真を撮影すること</p> <p>② 車内広告及び枚数の掲出を行った旨が確認できる証明書等を収集すること</p> <p>を定め、①については写真、②については原本の提出を受注者に求めている。</p> <p>ところで、受注者から提出された書類を見たところ、</p> <p>ア ポスター掲出写真はあるもののポスターが大半になっており車両や路線の判別ができず、行先表示や車体番号等を撮影したものが認められた。</p> <p>イ 掲出期間や掲出枚数等を確認した旨の書類は受注者の記名押印となっており、証明書の収集がなされていないなど、仕様で定める履行確認書類とはなっていないことが認められた。</p> <p>これらの提出書類以外に仕様で定めるポスター掲示がなされたことを確認できるものがないにもかかわらず、部は検査完了として契約代金を支払っており、適正でない。</p>	<p>履行確認が適正に行われていなかったことを踏まえ、履行確認を行う際は、</p> <p>① 成果物提出前に何を提出するか、受注者に改めて周知する</p> <p>② 成果物提出後、仕様に定める履行となつていないについて、課長代理及び担当者によるダブルチェック</p> <p>の2点を徹底することとし、部内に事務連絡により周知を行った。</p> <p>今後、同様の契約は、履行確認を適正に行う。</p>
69	福祉保健局	随意契約に係る事務を適正に行うべきもの	<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「令」という。）第167条の2第1項第3号では、高齢者等の雇用の安定等に關する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項及び第2項に規定するシニア人材センター等から、普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約については、随意契約によることができる定められている。</p> <p>また、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第34条の4において、は、令第167条の2第1項第3号による随意契約を締結する場合、契約を締結しようとするときは契約内容、相手方の決定方法、選定基準及び申込方法を、契約を締結したときは契約の締結状況等を、それぞれ公表するものと定められている。</p> <p>しかしながら、東村山ナンバーホームは、契約締結後の情報は公表しているものの、契約締結前の情報は公表していなかった。</p>	<p>随意契約に係る事務取扱についての理解が不十分であったため、今後は事後的公表をも含めて漏れなく実施できるように、所内で作成した平成27年6月9日付「政策目的随意契約に係る事務取扱について」により、関係職員へメールにて周知するとともに、契約部である経理係内会議の議題として周知・徹底を図った。</p> <p>以後、このような契約事案が発生した場合は、ナンバーホーム1階正面玄関に掲示する。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
70	福祉保健局	医薬品等の更新に伴う買入れ契約を適切に行うべきもの	<p>医療政策部では、災害発生時初期の医療救護に使用する医薬品及び資器材（以下「医薬品等」という。）一式を災害用救急医療資器材7点セット（以下「7点セット」という。）として、都内の備蓄倉庫2か所にて整備している。7点セット内の医薬品等については、東京都災害医療運営連絡会において定められたそれぞれの耐用年数を備蓄年数の基準（以下「備蓄基準年数」という。）として使用期限切れにならないよう更新されている。</p> <p>ところで、7点セット内の備蓄基準年数が到来する医薬品等の更新に係る買入れ契約（契約金額：1,381万1,148円、契約日：平成26.4.25、履行期限：平成26.6.30）において、納品された医薬品等の使用期限報告を見たところ、仕様書では、備蓄基準年数に対する残存使用期限が9/10以上あるものを納入する品目48品目において残存使用期限が備蓄基準年数の9/10を満たしておらず、また、31品目においては使用期限の記載がないことが認められた。</p>	<p>一部品目については仕様が満たしているものの確認を行わなかったこと及び仕様を満たさないものを納品する際の手続きについて、下記のとおりに仕様書の見直しを実施した。</p> <p>1 仕様（使用期限）の確認について</p> <p>「使用期限記載のある品目」だけでなく、「製造日や有効期間等で使用期限が判明する品目」についても、「納入ロット表」により、製造年月、使用期限及び有効期限の報告を都担当者に求める記載を追加した。</p> <p>2 残存使用期限について</p> <p>① 1により使用期限を確認できる品目については、医薬品等の流通実態を再検討した結果、原則として残存使用期間が8/10以上あることを要件とする記載へ修正する。</p> <p>② また、契約前に、履行期限から起算し残存使用期間が8/10に満たないことが判明している品目については、医薬品等の流通実態に即して、都が別に定める残存使用期間以上あることとする内容を別記にて記載する。</p> <p>③ 上記①・②により難しい場合は、都担当と協議の上納品を行うこととする可能性を追求、減価採用又は違約金徴収の検討を行う。</p> <p>上記について、平成27年8月以降の契約から実施している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
71	病院経営本部	査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行うべきもの	<p>社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険医療連合会等(以下「基金等」という。)は、病院が提出した診療報酬明細書の内容を審査し、通利な診療行為であると判断した場合、診療報酬単点を減点(以下「査定減」という。)している。</p> <p>都立病院では、基金等から査定減の通知があった場合、各病院に設置している保険診療・DPC委員会(以下「委員会」という。)を開催し、請求内容に正当性があり、基金等の査定減の内容に納得できないと判断したときには請求理由を添付した再審査請求書を作成し、基金等に対し、再審査請求を行うこととしている。再審査請求は、「社会保険診療報酬支払基金に対する再審査の申出について」(昭和60年4月30日付保険発第40号及びびり保険発第17号)によると、迅速な再審査処理と支払事務の円滑な実施のために、査定減の通知があったときからできる限り早期に行い、原則6か月以内を遵守するように努められたといっている。</p> <p>しかしながら、小児総合医療センターでは、委員会での再審査請求を行うよう決定しているにもかかわらず、その請求が6か月を超えて遅延しているものが毎月発生し、監査日(平成27.5.26)現在、未請求のものが34件にのぼることが認められた。</p>	<p>平成27年6月26日に開催した保険診療・DPC委員会において、再審査請求の流れを改めて確認し、6か月以内に処理することを職員に周知徹底した。</p> <p>なお、未請求であった34件中、26件は平成27年6月10日に請求済みであり、8件については再検討した結果、再審査請求不能とした。したがって、6か月超えの未請求案件は解消した。</p>
72	病院経営本部	工事契約に係る事務手続等を適正に行うべきもの	<p>広尾病院は、「女子更衣室トイレ床シートほか修繕工事」契約(契約金額:173万160円、契約期間:平成26.8.22～平成26.9.19)により、地下2階女子更衣室トイレの床シートを張り替えている。</p> <p>また、「女子更衣室トイレ便器ほか改修工事」契約(契約金額:216万円、契約期間:平成26.10.10～平成26.11.5)により、修繕工事と同じ箇所である地下2階女子更衣室トイレの便器の改修を行っている。</p> <p>この2件の契約については、工事現場写真等の書類を確認したところ、修繕工事が完了した平成26年9月19日には便器の改修が終了しており、改修工事のうち女子更衣室トイレの便器の改修については、改修工事前の修繕工事の期間中に行われていたことが認められた。</p> <p>しかしながら、改修工事の契約日は平成26年10月10日であり、契約締結前に受注者に改修工事を行わせたことは適正でない。</p> <p>また、本件では、工程を踏まえれば一つの工事契約とすることも考えられ、その場合は諸経費等の積算額が削減できることになる。</p>	<p>平成27年8月6日、用度係、施設担当、家政担当の契約担当者会を開催し、積算作業等契約事務の流れについての確認を行い、適正に契約手続を行うよう周知徹底を図った。</p> <p>また、同じ場所で開催の業種を同時に施工するに当たって、工事業種ごとに分離分割発注するよりも、主要な業種で一括して契約した方が合理的な場合は、一括発注するようにしている。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
73	病院経営本部	診療材料の緊急使用及び契約に係る手続を適正に行うべきもの	<p>各病院の診療材料委員会設置要綱によると、カテーテルや服内レンズなどの診療材料は、診療材料委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て採用されたものを購入するが、採用されていない診療材料については、緊急に必要とし、委員会の承認を得て購入し、使用することができる(以下「緊急使用」という。)とされている。</p> <p>そこで、大塚病院において、平成26年4月及び5月の緊急使用に係る申請書及び診療材料の購入契約関係書類を見たところ、使用日以後に承認を受け、契約を締結している事例が認められた。</p>	<p>平成27年6月15日に院内各部門責任者からなる幹事会を開催し、診療材料委員会委員長より医師・看護師等に診療材料の緊急使用申請に関する手続について改めて周知するとともに、各部門に周知するよう周知徹底した。</p>
74	病院経営本部	工事契約に係る事務手続を適正に行うべきもの	<p>大塚病院は、「当直室ドアテンキーロッック設置工事」契約(契約金額:116万8,020円、契約期間:平成27.2.6～平成27.2.27)により、院内の当直室計12室についてテンキーロッックの取付工事を行っている。</p> <p>この契約の工事現場写真等の書類を確認したところ、実際にテンキーロッックが取付けられたのは11室であり、1室については取付けが行われていないことが認められた。</p> <p>しかしながら、病院は、取付けを行っていない11台分機器代金4万9,500円(税別)のほか、12台分の機器取付費(45万6,000円(税別))及びその他費用(3万1,500円(税別))のうち1台分を余分に支出しており適正でない。</p>	<p>テンキーロッックの設置に当たっては、各診療科や庶務係との院内調整を十分に行わないまま、工事施工を進めてしまった。</p> <p>平成27年5月20日、庶務課係長会において、工事前に院内調整を慎重に行い、工事契約の適切な進捗管理及び実施後の適正な検査を確実に進めるよう関係職員に周知徹底した。</p>
75	病院経営本部	契約事務を適切に行うべきもの	<p>東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)では、随意契約によることができる場合は160万円以下と定めている。</p> <p>ところで、墨東病院における随意契約の状況については、①起案日、契約日、納品日がそれぞれ同日で、②契約相手方が同一であり、③購入した物品は特定の受注者しか調達できないものではないことから、集約して入札により購入することができる案件であると認められた。</p> <p>しかしながら、病院が、入札により購入することが可能なものについて、契約を分割し、同一の契約相手と随意契約を行っていたことは適切でない。</p>	<p>平成27年7月14日、今回の監査結果を踏まえ、平成27年度病院経営本部事務実務研修(契約総論)等の資料を基に、適切な契約手続の確保に努めるよう再度職員に改めて周知を行った。</p> <p>今後は、調達物品について適時状況を把握し、電子調達システムでの入札により、契約事務を適切に行っていく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
76	病院経営本部	工事記録写真の撮影を適切に行うよう指導すべきもの	墨東病院は、工事契約における工事記録写真について、特記仕様書の中で「(財務局工事記録写真撮影要領)以下(要領)という。)に準じて処理することと定めている。要領では、写真撮影に関する留意事項として、「撮影日等を明確にする(黒板等の利用)」としており、撮影日を記入した黒板等を工事現場に置いて写真を撮影する方法により、工事記録写真に撮影日が入ること、工事の経過を適切に記録できている。しかしながら、病院における工事契約について見たところ、平成26年度中に行われた12件の工事のうち、8件について、工事記録写真に撮影日が写っていないかった。	仕様書には、工事記録写真に撮影日を入れるよう記載していたが、改めて、受注者に対し工事記録写真に撮影日を入れるよう指導している。また、受注者から提出された書類について十分な確認を行い、不備があった場合は、受注者への再提出依頼を適切に行っていく。
77	中央卸売市場	滞納金の分割納付を認めるに当たって、完納に至る支払計画を徴取すべきもの	中央卸売市場では、市場内の用地、建物、設備その他施設を卸売業者等に使用させる市場使用料を収入しており、市場において使用する電力、水道等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用について、使用者の負担としている。この収入に滞納金が発生したとき、管理部で督促状や警告書を通じたのち、各市場では、「債権管理マニュアル(財務局主計部・主税局徴収部)」(以下「マニュアル」という。)に基づき、滞納した業者と納付に向けた交渉を行い、支払計画書を徴取し滞納金の分割納付を認めるなど、滞納金の回収に努めている。マニュアルでは、滞納金について分割納付を認める場合、滞納金を完済することを内容とする支払計画書を滞納者から徴取しなくてはならない。しかしながら、築地市場で、市場使用料を滞納している、A、B、C及びDの4事業者について、分割納付を認めた際に提出された支払計画書を見たところ、滞納金を完済する支払計画とはなっていないことが認められた。	築地市場では、A、B、C及びDの4業者に、滞納金が完納に至る計画書の提出を求め、平成27年3月7日及び同月13日付で、納付(支払)計画書を徴取した。今後、滞納金について分割納付を認める場合は、完納に至る支払計画を徴取する。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
78	中央卸売市場	作業委託契約を適切に実施すべきもの	食肉市場では、場内内に設置された排水管に脂・肉片等が堆積することから、堆積物による排水の溢れ、逆流を防ぐために、堆積物の吸引作業を委託により行っている。委託書によれば、定期作業と、月1回程度場が委託業務依頼書により通知して行う特別作業とがあり、定期作業実施日及び作業場所は、場と受託者が協議して年度当初に年間の作業計画として定められている。そこで、定期作業の実施状況等を見たところ、次のとおり適切でない事例が見受けられた。 ① 平成26年9月6日に実施された定期作業は、作業場所6にあるポンプホールから排水管の堆積物吸引作業を行ったものであるが、大きな砂利等が非常に多量に流入しているため作業を完了することができなかった。 仕業者では、受託者に対して異常時等に場と連絡調整を行うよう定めているにもかかわらず、受託者は場と連絡をせず、受託者の判断により作業が完了しなかった。当日の作業を終えており、適切でない。 ② 平成26年9月6日に完了できなかった作業場所6の作業については、平成26年9月27日に実施し、作業を完了したが、このため、この日に予定されていた作業場所Aの作業が実施されなかった。その後、作業場所Aについては、作業計画で定められた平成26年10月25日まで、吸引作業が行われておらず、結果として、前回作業を実施した平成26年8月30日から約2か月吸引作業の必要がなかったこととなる。 一方、特別作業の実施状況を見ると、毎月1回同じ箇所の吸引作業を行っており、これは、当該箇所については毎月1回定期的な吸引作業が必要ということとなる。 場は、定期作業について、過去の作業実績などを精査して選定し、必要に応じた年間の作業計画を定める必要がある。 ③ 完了検査に用いられた作業報告書の写真を見たところ、作業後の写真がない、又は作業後の写真を作業中と誤差記しているにもかかわらず、完了検査が合格となっている。	① 平成27年度契約に当たり、受託者との間で、連絡、報告、指示の体系をまとめた緊急連絡網を作成・活用し、作業場所に異常を見つけた場合は緊急連絡網により必ず場へ連絡を行う。場からの指示に従うこととし、受託者との連絡体制の徹底を図った。 ② 平成27年度当該契約の仕様書の委託内容及び特別作業を明確に設定した。定期作業については、過去の作業実績及び受託者の意見を参考に作業場所及び実施回数を確認し、場と受託者と協議し年間の作業計画を定めた。特別作業については、非木の溢れ、逆流等緊急的な清掃作業及び大動物糞病畜地下ピット清掃作業を対象とする旨明記した。これら特別作業については、排水管路の緊急的作業が必要は場合や、病畜地下ピットの堆積物の状況に伴う病畜虫の発生を防止するため、場と受託者が必要があるため、場と受託者が作業内容及び実施日をその都度協議し、効率的・効果的な作業を行うこととした。 ③ 委託作業状況の完了確認を適正に行うために、平成27年度当該契約の仕様書において、作業完了報告書に添付するよう明記するを指示し、担当者による作業報告書の確認を確実にを行うよう事務改善を行った。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
79	中央卸売市場	工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの	<p>工事の種類・内容は、工事の施行に当たり締結する工事請負契約の相手方を決定する手続において定める予定価格及び最低制限価格を算定する基礎である。</p> <p>① 事業部施設課では、建築・機械・電気設備の工事の設計内訳書の作成に当たり、財務局から配布を受けた営繕積算システム（以下「システム」という。）をインストールした3台のパソコン端末を職員16名で使用している。</p> <p>このシステムを使用するには、パソコン端末にログインIDとパスワードを入力して起動させた後、システムを起動させる必要があるが、システムから警告が出されているにもかかわらず、システムの起動パスワードが常時保存されており、容易に起動できてしまう状況であった。</p> <p>② 各場では、工事の設計内訳書の作成に当たり、表計算ソフトを使用しているが、積算内容が記録されたデータを、所属職員が共有するネットワークサーバに保存している。</p> <p>しかしながら、築地市場、世田谷市場、北足立市場及び多摩ニュータウン市場のフォルダの管理状況について見たところ、各場の設計担当者以外の者が工事の積算内容を閲覧・印刷・保存等が可能となっていた。</p>	<p>① 事業部施設課では、システムの起動時のパスワードを、その都度、手入力するように設定変更を行い、平成27年3月17日に施設課職員にパスワード臨時保存機能の使用を禁止することを文書により周知徹底した。</p> <p>② 築地市場、世田谷市場、北足立市場及び多摩ニュータウン市場では、共有サーバ内にアクセス制限をかけたフォルダを作成した。</p> <p>また、それぞれの市場で開催された職場会議にて、工事積算内容等の閲覧・印刷・保存等に制限のあるパスワードは、アクセス制限のあるフォルダに保存するよう周知徹底した（築地市場：平成27年4月23日開催、世田谷市場：平成27年2月5日開催、北足立市場：平成27年2月26日開催、多摩ニュータウン市場：平成27年1月27日開催）。</p>
80	建設局	工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの	<p>最低制限価格制度の対象となる工事における最低制限価格の算定は、各所及び総務部の契約担当が「最低制限価格算定基礎金額表」（以下「算定表」という。）により行っている。その内訳となる直接工事費、共通仮設費等の金額（以下「内訳金額」という。）は、積算担当が「最低制限価格算定基礎金額内訳書」（以下「内訳書」という。）を用いて算出している。</p> <p>「内訳書」及び「算定表」の決定関与者への回付は、紙により行われるが、その様式は表計算ソフトによる電子ファイルで使用され、各担当は、その電子ファイルを用いて書類の作成を行っている。</p> <p>この「内訳書」には、最低制限価格の基礎となる内訳金額及び工事件名が、また、「算定表」には、最低制限価格及び工事件名が記載されているため、その内容が記録された電子ファイルは、落札者決定までの期間、厳格に管理する必要がある。</p> <p>そこで、各部署において、作成時点から落札者決定までの期間における電子ファイルの管理状況を見たところ、以下のとおり、適切でない状況が認められた。</p> <p>① 「内訳書」の電子ファイルについて、第一建設事務所では、共用ファイルサーバの保共有フォルダに保存していること、パスワード設定等を行っていないことから、当該工事の設計担当以外が閲覧可能な状況となっていた。</p> <p>② 「算定表」の電子ファイルについて、南多摩西部建設事務所及び西部公園緑地事務所では、共用ファイルサーバの保共有フォルダに保存しているが、パスワード設定等を行っていないことから、当該工事の契約担当以外が閲覧可能な状況となっていた。</p>	<p>第一建設事務所は、起工担当各部署において、「内訳書」の電子ファイルを保存する業務上の必要性について検討した結果、今後は、起工時に「内訳書」をプリント後、当該ファイルを削除することとし、平成27年6月23日付けで全職員に周知徹底した。</p> <p>南多摩西部建設事務所及び西部公園緑地事務所は、監査日以降、保共有ファイルサーバに保存していた「算定表」について、決定関与者以外の者が閲覧することができないようパスワードを設定し管理するよう改めた。</p> <p>平成27年4月1日以降公表する案件より電子調達システムへの最低制限価格の人力方法が変更され、「算定表」の作成は必要なくなったため、保共有ファイルサーバに保存していた「算定表」は削除した。</p> <p>西部公園緑地事務所における建築関係の「算定表」の電子ファイルの管理方法については、平成27年4月以降、過去案件の電子ファイルを削除し、新規作成する「算定表」の電子ファイルをパスワードを設定した。</p> <p>また、電子ファイルに案件データ入力後、1部印刷した後は、案件データを消去することを、担当職員に周知徹底した。</p> <p>総務部は、平成26年12月22日付文書「入札契約事務に係る情報管理の徹底について」を、平成26年12月24日に各部署宛てにメールで周知徹底した。</p> <p>また、平成27年1月23日開催の道路工事管理課長会、平成27年1月29日開催の河川担当課長会において用度課長から直接周知徹底した。</p> <p>平成27年6月24日開催の建設局内の契約事務研修においても周知徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
81	建設局	道路占有工事に伴う復旧工事に係る事務費に適用を行うべきもの	道路占有工事に伴う道路を狭くし、しゅん功後に道路を復旧する場合、占有者は復旧工事監督事務費を額に支払うこととなっており。そのため、建設事務所は、占有者から工事しゅん功届を提出させ、しゅん功立会を表明後、直ちに復旧工事監督事務費を請求することとなっている。しかしながら、西多摩建設事務所と南多摩建設事務所では、しゅん功から長期間経過しているにもかかわらず占有者からしゅん功届を提出していない事例や、合計で276万円の復旧工事監督事務費について直ちに請求していない事例があった。	今回の指摘は、事務処理のチェックが不十分なことが原因であった。今後は、管理課道路管理係が各工区と連携して状況を把握するとともに、管理課長が原簿にて毎月処理状況をチェックするよう徹底した。なお、今回指摘のあった案件については、占有者を指導の上、しゅん功届を受理し、監督事務費に係る事務処理を全て完了した。
82	建設局	指示変更及び完了検査を適正に行うべきもの	南多摩東部建設事務所は、所管する道路事業予定地の適切な維持管理を目的として、「事業地管理工事(その1)単師契約」(発注限度額:3,800万円、契約期間:平成26.4.1~平成26.10.31)を締結している。工事の手續は、指示書による施工指示、また工事完了後に受託者から提出される完了届、工事検査調書、工事記録写真等による確認・完了検査となっているが、これらの関係書類について見たところ、次のとおり、適正でない事例が見受けられた。 ① 所の都合により工事内容を変更した案件、隣接地権者からの要請で作業を一時中止した案件について、いずれも変更内容に即した指示期限の延長手續を行うべきところ、これを行っていない。 ② 完了検査について、書類上の検査口と実際の検査日が異なっている。	指摘事項について、平成27年3月31日に南多摩東部建設事務所課長会で報告し、各課担当者まで周知を行い、受託者への指示を適正に行うよう徹底した。 ①について 受託者には契約当初より、指示期限の遵守を徹底するよう指導した。なお、やむを得ず指示期限を超える場合は、事前に監督員と協議するよう指導を徹底するとともに、適正な手續を行う。また、日報での作業日の確認を徹底している。 ②について 監督員は、指示書と内容を集計した一覧表に「検査日」を追加し、適正に完了検査を行えるよう複数の職員により進行管理を行っている。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
83	建設局	指示及び完了検査を適正に行うべきもの	北多摩北部建設事務所は、街灯の保守、道路、河川の事業予定地及び事業残地等の管理に係る補修、草刈等を目的として、単師契約を締結している。この特記仕様書において、受託者は、1作ごとに指示された工事が完了したときは、直ちに完了届を提出し、検査を受けることとされているが、次のとおり、適正でない事例が認められている。 ① 工事記録写真により施工を確認したところ、指示前の施工は履行遅延となっている。 ② 本委託により発生する一般廃棄物(草)の処分については、「一般廃棄物(草)処分記録の報告書」(以下「報告書」という。)を求めているが、持込み日(処分日)が指示期限後のもの、報告書の提出が検査日後又は契約期間終了後のものがあり、適切な処分及び期限内の履行完了について、確認していない。	指摘事項について、平成27年3月31日に北多摩北部建設事務所課長会で報告し、各課担当者まで周知を行い、受託者に対する指示を適正に行うよう徹底した。また、所検査員は、平成27年4月1日に単師契約の合否判定基準を各監督員に説明し、認識の統一を図った。 さらに、平成27年度の単師契約受託者に対し、現場作業や書類作成等を正確に実施するよう、平成27年4月1日に指示書を発行した。「適切な処分」と「期限内の履行完了」については、フロー図を作成し、これに基づいて確実に確認を行っている。
84	建設局	交通誘導員に係る積算を適正に行うべきもの	第四建設事務所は、事業予定地及び事業中の道路のうち、交通開放済の部分についての管理及び維持補修を目的として、単師契約を締結している。これらの契約に関する積算について見たところ、交通誘導員単価が過大となっていることが認められた。これは、所が、積算に当たって単価の内容から共通仮設費を除外すべきところ、積算システム上の操作を誤り許上してしまっただけの結果、117万9,347円(監査事務局試算)が過大支出となっている。	指摘に基づき第四建設事務所では、平成27年度単師契約の発注に当たり、交通整理要員の単価は共通仮設費が除外されていることを確認した。また、他の工種についても、所内他課の単師契約において共通して使用する単価の歩掛りなど積算内容の整合を徹底した。また、平成27年4月10日に課内の工事関係職員が集まる定例会議の中で、交通誘導員の積算上の留意点などの周知徹底をし、チェックリストを作成した。これにより、再発防止に努めている。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
85	建設局	緊急施工により実施すべきもの	<p>道路管理課は、単価契約について、要領のほか、「道路維持関係（単価契約）運用の手引」（平成22年4月。以下「手引」という。）を定めている。手引では、総価契約では対応が困難な即時性かつ1契約当たりの金額が400万円未満の小規模性（点在性）の原工事・委託のみを対象とし、それ以外は原則として総価契約又は緊急施工で実施することとしている。</p> <p>ところで、南多摩西部建設事務所が締結している単価契約について見たところ、所管事業中である都道169号線の法面2か所が大雨によって崩壊したため、同日中に4件の応急復旧作業を指示していることが認められた。</p> <p>しかしながら、指示の対象箇所は、2か所であるが近接していること、また、土砂等の撤去と土の設置は一連の作業であることから、4件の指示工事は1件の指示とすべきものである。</p> <p>また、1件の指示とした場合の金額は1,061万余円（監査事務局試算）となり、手引で定められた小規模性の金額である400万円を超えることから、単価契約で実施することは適正でなく、緊急施工で実施すべきものである。</p>	<p>平成27年6月23日の南多摩西部建設事務所課長会及び同年6月26日の南多摩西部建設事務所工事課係長会にて、大規模な自然災害において、発生当初より400万円以上の工事が想定される場合には、緊急施工により実施するよう徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
86	建設局	動物死体の一時保管場所からの回収について区に要請すべきもの	<p>都道上の動物死体の処理について、23区内においては、都と各区の間で東京都区が管理する道路上の動物死体の処理に関する協定（以下「本協定」という。）を締結している。</p> <p>本協定では、各区の処理窓口である清掃事務所の開庁時間内における動物死体の処理について、都道から回収して保管するまでを各区が行い、その経費を都が各区に負担金として支払うこととなっている。</p> <p>一方、清掃事務所が開庁している夜間又は休日の取扱いについては、本協定とは別に協定を締結し、回収を行っている区もあるが、14の区では、清掃事務所開庁時の協定を締結していない状況となっている。</p> <p>ところで、清掃事務所開庁時の動物死体処理については、第五建設事務所の事例を見たところ、所の管轄のうち、協定を締結していない区では、所が契約している別の委託契約の受託者に対し、①動物死体の回収、②清掃事務所が開庁するまでの一時保管、③清掃事務所への運搬を指示している。</p> <p>この指示のうち、③の清掃事務所への運搬の指示内容については、清掃事務所の開庁時間内に行うものであることが認められた。</p> <p>しかしながら、清掃事務所の開庁時間内における動物死体の回収は、本協定により区が行う業務であることから、所は区に対し、清掃事務所開庁時に動物死体を回収・一時保管している受託者から回収するよう依頼すべし、受託者が清掃事務所へ運搬する必要がある。このため、当該単価契約の経費を削減できる。</p> <p>このため、本協定の所管である道路管理課は、清掃事務所開庁時の取扱いについて協定を締結していない区に対し、都の一時保管場所から回収を行うよう要請する必要がある。</p>	<p>区清掃事務所開庁時の扱いは、協定を締結していない区に対し、平成27年6月に一時保管した動物死体を清掃事務所が回収・運搬を行うよう要請した。</p> <p>その後、調整した結果に基づき、平成27年8月27日付けで都道上の動物死体処理の対応について文書で依頼した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
87	交通局	工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの	工事の積算内容は、工事の施行に当たり締結する工事請負契約の相手方を決定する手続において定める予定価格及び最低限度価格を算定する基礎である。そこで、積算内容が記録されたデータを保管しているフォルダの管理状況について見たところ、車両電気部、電気総合管理所及び新宿線電気管理所では課内又は所内の設計担当者以外の者が、建設工務部については課内の設計担当者以外の者が工事の積算内容を閲覧・印刷・保存等が可能な状態となっていた。	車両電気部、電気総合管理所及び新宿線電気管理所では、積算内容が記録されたデータを、パソコンの設定等により、設計担当者以外者が閲覧・印刷等できないように徹底した(平成27年9月1日メールにて通知)。その実施状況については、平成27年9月9日までに所長による確認を行った。今後は、定期的なチェックを行う。建設工務部では、設計担当者以外の者が積算内容を閲覧・印刷等できないよう、設計担当部署の係内全員に特殊権限フォルダを作成し、未契約の工事設計・基データを当該フォルダに保存・管理することとした。
88	交通局	料金機の際に立会いの記録を行うべきもの	① 修理時に取り扱う当該の現金の確認を行い、「車両整備日報」に記録すること ② 修理後に整備者以外の者が確認を行うこと ③ 整備者及び立会者を記録すること ④ 記録した「車両整備日報」は所で決裁し保存すること しかしながら、江戸川自動車営業所臨海支所において、立会者名及び立会いがなされた事実が、「車両整備日報」に記録されている事例が認められた。 料金機の修理において現金を取り扱う場合には、現金の処理について複数人で確認したことを証するため、立会いがなされた事実及び立会者名を記録する必要がある。	平成27年6月23日の整備管理者会議において、各車両の担当者に対して本監査での指摘概要を説明し、「車両整備マニュアル」に沿った対応を行うよう周知・徹底を図った。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
89	交通局	返金ボタンの使用時の返金理由を明確にするべきもの	料金機には、返金する機能が設けられており、乗客が現金を誤投入した場合にこれを返却するためなどに利用する。自動車営業所においては、乗務員が返金ボタンを操作して料金機から現金を排出した場合には、事情や処理経過等を確認して、乗客が1,000円を誤投入した場合に1,000円を返金する操作を行うはずがないにもかかわらず、10円を返金している事例が認められた。 自動車営業所では、乗務員から合理的でない返金理由が報告された場合には、その報告内容を検証する必要があるところ、小滝橋及び千住自動車営業所では、これを行っていません。 また、自動車部は、要領により、返金ボタン操作時の確認について、返金理由等を乗務員から聴取の上、「現金等取扱い報告書」に記載することと定めているものの、返金理由等が合理的でないものについて検証を行うよう具体的に指導していません。	平成27年7月14日の統括運行管理者会議において、各営業所に対し指摘内容を説明し、返金理由が合理的でない場合には、当該乗務員から詳細な状況を確認し、適切な事由を現金等取扱い報告書上に追記し記録に残すよう周知・徹底を図った。また、それ以外にも営業課職員が営業所に赴いた際には個別に指導をしている。
90	交通局	1日乗車券の管理を適切に行うべきもの	荒川電車営業所においては、車内で乗務員が販売する1日乗車券について、乗務員に券を払い出す際及び乗務員の業務終了後残券を受領する際、紙の1日券等受払い確認簿に、乗務員ごとの持出枚数、追加持出枚数、返却枚数を手書きで記入し、その日の販売枚数を算出している。返却された乗車券は廃れさせる。 ところで、平成27年3月29日の、紙の1日券等受払い確認簿と入力されたデータを見たところ、乗務員50人及び臨時改札2か所において2種類の1日乗車券を販売しているが、都電1日乗車券では乗務員22人及び臨時改札1か所、都営まるごきっぷでは乗務員15人について、追加持出枚数及び返却枚数に不整合が生じていることが認められた。 このため、この日の販売枚数及び計上された売上金額が適正であることを確認できない。 また、乗車券の管理としても適切でない。	1日乗車券の管理については、受払枚数を運輸系職員と乗務員とが相互に確認し合う下記の運用を実施した。 ① 運輸系職員、乗務員の相互確認を確実にするため、出勤時及び通勤時に双方が紙の受払確認簿に押印又はサインする。 ② 紙の受払簿の記入値と表計算ソフトの入力値を入力者以外の担当者が確認し、ソフトの出力用紙に押印する。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
91	交通局	印刷契約における校正及び検査を適切に行うべきもの	都電カレンジャー(懸掛けタイアノ)及び「卓上タイアノ」の販売状況について見たところ、電車部は、販売開始後わずか5日で販売を中止し、購入者に対して、懸掛けタイアノについては交換、卓上タイアノについては返金のお知らせを行っていることが認められた。これは、懸掛けタイアノについては①カレンジャーの11月に31日が記載されていたこと、②「三ノ輪」の「輸」が「輸」になって、③二つの誤りがあったこと、また、卓上タイアノについては④「三ノ輪」の「輸」が「輸」になっていた誤りがあったことによるものである。 カレンジャーが納品されるまでには、部の責任校正で文字校正を2回、色校正を2回行い、受託業者の責任校正で曜日、日付等の校正を行っていたにもかかわらず、誤りが是正されなかったことは、部及び受託業者の校正が適切でない。 また、納品の際には、印刷物が仕様書等に沿って適正に作成されているかを検査しているにもかかわらず、誤りが発見できず検査を合格としていることは、印刷契約における完了検査が適切でない。	文字校正の際に、解説記事部分及び日付について二人1組での読み合わせを3組に増やした。 また、元資料との整合や文字校正の際には、新たに作成したチェックリストを活用することともに、漢字の誤字の目録としてを防ぐため、電話や口頭で漢字を伝える要領で読み合わせを行うなどチェック体制の強化を図った。 さらに、校正原稿のチェック終了後、チェック原稿に確認者の押印欄を新たに設け、校正責任を明確にした。 なお、平成27年8月7日、総務部長から各部長に対して再発防止を指示した。
92	交通局	依頼工事・効率的に施工すべきもの	局では、平成25年度を初年度とした3か年の経営のあり方と、それを表現していくための具体的な取組を示した経営計画2013を策定している。 この経営計画の中で、電車部は、計画期間における具体的な取組の一つに、「駅におけるお客様への案内の充実」として、改札窓口で都営地下鉄の全列車の運行状況がわかる駅係員用の運行情報端末(TID)を平成25年度に浅草線・三田線へ、平成26年度に新宿線・大江戸線へ配備することを挙げている。 TIDの端末機器については電車部が自ら購入しているが、通信設備については、依頼工事として、電車部が車両電気部へ工事を依頼している。 そこで、大江戸線のTID通信設備の施工に係る契約の状況について見たところ、合理的な理由がないまま8つの工事に分割して発注しており、工事が計画的に行われておらず非効率となっていた。	平成27年度から、信号通信用関係工事等の進捗表を用いて進捗管理を強化することとした。 これにより工事の施行に係る調査・契約・工事の期間を考慮して計画的・効率的に発注を行うように改善した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
93	交通局	契約の相手方に対し契約内容を遵守するよう指導すべきもの	車両電気部は、車両検修場(地下車庫)常駐巡回警備業務委託をJと契約(契約金額:5,378万5,000円、契約期間:平成26.4.1~平成27.3.31)している。 この契約における警備員の資格について見たところ、AEDの使用に関する一定の講習(普通救命講習)を受講し、認定証の交付を受けていること、あるいは、契約時に上記資格のない者は、速やかに取得することとしている。 しかしながら、警備員として名簿に登録している5名のうち2名は、認定証の交付を受けておらず、3名についても、契約後9か月経過してから認定証の交付を受けていた。	平成27年度の契約では、契約の相手方に対し、警備員が認定証の交付を受けていない場合は、速やかに交付を受けるよう業務着手前に指導し、受講計画及び受講報告を提出させて、契約内容を遵守していることを確認した。 また、常駐巡回警備業務で契約実績のある警備業者が、警備員に対してAEDの使用に関する一定の講習の受講を進めていることから、平成28年度の契約より、契約時に警備員がAEDの使用に関する一定の講習を受講し、認定証の交付を受けていることを条件として発注を行う。
94	交通局	監督及び検査を適正に行うべきもの	東京都交通局事務規程(昭和39年交通局規程第15号、以下「規程」という。)第62条の2、第62条の3及び第62条の4では、工事等の請負契約の適正な履行を確保するため、契約の履行について、立会い、指示、工程の管理等の方法により、所属長が所属職員に監督を行うことを命ずるよう定めている。 また、規程第63条では、工事等の請負契約等について、工事等の適正な履行の確保をするため必要な検査を行うこととしており、規程第62条の6では、監督員の職務は、特別の必要がある場合を除き、検査員職務と兼ねることができる旨と定めている。 しかしながら、大島乗務管理所、清澄乗務管理所及び江東自動車営業所の工事について見たところ、特別の必要がないにもかかわらず監督員の職務と検査員の職務を同一者が行っており、又は工事完了検査証に検査員の記を押印がないまま検査員の判定を合格としている事例が認められた。	電車部では、平成27年6月1日付事務連絡により、監督員と検査員が同一の者とならないよう部内全事業所に対し、指導徹底を図った。 また、平成27年7月17日の事業所長契約に関する研修において、監督員と検査員が同一の者とならないよう指導を行い、周知徹底を図った。 自動車部では、平成27年6月8日実施の「副所長・担当主任合同会議」において「所長会議」において所属長への周知を行った。 なお、平成27年8月7日、総務部長から各部長に対して、再発防止を指示した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
96	水道局	委託契約を適切に行うべきもの	<p>東部第二支所は、漏水の原因を早急に究明するため、「低周波法」の特許を有するA(以下「受託者」という。)と伊興線漏水調査委託(契約期間：平成26.6.13～平成26.7.28、契約金額：224万1,000円。以下「当初契約」という。)を締結した。</p> <p>受託者は、漏水調査の結果、「低周波法」が漏水の大小、埋設の深さなどの制約を受けにくく、高い精度実績を有する漏水調査技術であると総評した上で、配水管の埋設配水部における漏水箇所を全1か所として報告している。</p> <p>所は、この報告を受け、配水管の漏水修理工事を実施したが、他にも漏水箇所があることを確認した。</p> <p>そこで、所は、再度、受託者と低周波法による伊興線漏水調査委託(その2)(契約期間：平成26.9.5～平成26.11.20、契約金額：248万4,000円。以下「その2契約」という。)を締結し、調査を行った。</p> <p>この結果、空気に漏水箇所があるとの報告を受け、空気を取替工事を実施し、伊興線の漏水が全て解消されたことを確認した。</p> <p>しかしながら、その2契約は、当初契約と同様の手法(低周波法)を用いて漏水箇所(空気を)を捕捉していることや、調査報告書からは、当初契約に基づいた調査により空気が明らかな漏水を発見できなかった特段の事由は明らかでないことから、当初契約の調査結果に根拠があった可能性も否定できない。</p> <p>これは、所が、低周波法による調査精度を踏まえた上で、仕様書に①調査データ等、調査が適切に行われたかを判別しうる報告事項、②調査対象範囲の全ての漏水箇所を特定できなかつた場合の対応等を定めていないことによるものであり、適切でない。</p>	<p>東部第二支所では、平成27年2月9日に課内係長連絡会を開催し、今回の監査を踏まえた内容を調査委託契約の仕様書等に明記することと、調査ごとに適切に履行されたか判断しうる報告を受注者に作成させることを周知徹底した。</p> <p>また、給水部は、平成27年3月11日に開催した給水部系列維持係長会で調査委託契約時の仕様書作成における留意事項等を説明し、再発防止に向けた注意喚起を行った。</p> <p>さらに、平成27年8月26日付文書「調査委託契約に係る事務の適切な処理について(通知)」にて調査委託契約の仕様書記載例を作成し、各支所配水課及び給水課に通知した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
96	水道局	完了検査を適正に行うべきもの	<p>給水部は、「水道緊急工事(漏水修理工事)請負単価契約」を65者と締結し、各支所はその契約により、所管内の漏水修理等の工事を行わせている。</p> <p>東部第二支所で、単価契約工事で発注した案件について見たところ、以下の適正でない状況が認められた。</p> <p>① 受注者から提出された工事施行確認書、工事記録写真と照合したところ、交通安全工について、工事施行確認書に記載された交通誘導員の数が、実際に配置した数よりも過大に計上、又は交通誘導員を配置しているにもかかわらず計上漏れのみで計上済みのまま支所では検査完了として支払を行っていた。</p> <p>② 測量成果簿の作成を含む測量基準点復元工について、受注者から提出された測量成果簿の工事記録写真は平成26年7月10日となっているにもかかわらず、平成26年7月7日に受注者から工事施行確認書が提出され、支所はそれを平成26年7月8日に検査完了として支払を行っていた。</p>	<p>東部第二支所では、平成27年2月13日及び同年4月16日に、係員に対し、今後は、道路使用許可申請前に、交通誘導員の配置について、受注者とその人数、配置箇所の確認の打合せを行うこと、工事施行確認書の打合せを同時に行うこと、工事施行確認書と現場での交通誘導員の配置を確認すること、工事記録写真を現場で確認すること、チェッカーリストを作成し、監督員及び検査員が確認することとした。</p>
97	水道局	許可条件を遵守して交通誘導員を配置するよう受注者を指導・監督すべきもの	<p>工事において道路交通法(昭和35年法律105号)第77条第1項に基づく道路使用許可が必要な場合、支所は単価契約工事に受注者に所轄警察署長に道路使用許可申請書を提出させている。申請書のほか交通誘導員の配置を記載した平面図を添付しており、これらを含めた条件に従うこととして所轄警察署長から許可証が交付されている。</p> <p>しかしながら、東部第二支所の単価契約工事で、受注者から提出されている道路使用許可証と交通誘導員の配置状況を確認したところ、許可証の条件として添付されていた交通誘導員の配置より実際に配置数が過少となっている案件が認められ、これらは許可条件違反であり適正でない。</p>	<p>東部第二支所では、平成27年3月3日に開催した会議で、道路使用許可申請についての遵守と内容に変更が生じた場合は、速やかに変更手続を行うことを口頭指導し、平成27年3月4日付事務連絡にて通知した。</p> <p>また、平成27年4月16日に開催した会議で改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、工事記録写真、写真、道路使用許可書の交通誘導員数について、チェッカーリストを作成し、監督員及び検査員が確認することとした。</p>